賃金と物価の好循環に向けた懇談

2024年5月10日 新藤議員提出資料

賃金と物価の好循環に向けた懇談(概要)

日 時 2024年4月24日(水)・25日(木) 非公開で開催

中小企業合計13社(製造業、情報サービス業、警備業、建設業及び物流業) 参加者 新藤経済財政政策担当大臣、井林内閣府副大臣、神田内閣府大臣政務官、 上月経済産業副大臣、こやり国土交通大臣政務官 ほか

概要中小企業から、価格交渉・転嫁、賃上げ、人手不足対策・設備投資の現状と課題、 政府に対する要望等について聴取。今後の政策対応の在り方について、意見交換。

主な意見及び政策対応への示唆①

主な意見

政策対応への示唆

価格交渉・転嫁/賃上げ

- 政府による社名公表や労務費指針・交渉用フォーマット(※)等は大変効果的。価格交渉の機会は増加。原材料費・エネルギーコストの転嫁は一定程度進んでいるが、労務費の転嫁は厳しい。
- 大企業のトップには価格転嫁に理解があっても、 現場の担当者に 宣言された価格転嫁の重要性が浸透していない。
- 物流業では、**多重下請け構造における「中抜き」** があって、現場の賃上げにまで回っていない。

- <u>原材料費等と労務費の内訳を明記した取引(</u>価格交 渉の武器となる「労務費指針」別添の交渉用フォー マットを周知及び活用の促進)、市場・取引の実態に 応じた<u>機動的な価格改定、改正物流法による多重下請</u> <u>け構造の見える化の普及</u>。
- 「労務費指針」別添の交渉用フォーマットについて、 **業種の特性に応じた展開・活用を促すなどの取組**の周 知・奨励。
- 〇 「労務費指針」や「パートナーシップ構築宣言」 について、<u>発注者となる企業</u>(中堅・中小を含む) 及びその調達担当者への更なる周知徹底。

人手不足対策/省力化投資

- 人手不足の中では、**A I や省力化投資**が必要。
- <u>大手勤務経験者の中途採用</u>にも注力している。
- 省力化設備投資に対する支援の充実。
- 例えば、**カタログ方式の補助制度**において、**建設 業・倉庫業等も念頭に置き、更に対象機器を追加**する など。

人手不足対策/リスキリング

- 〇 **経営者及び従業員のリスキリング**が必要。
- リスキリングの対象の拡大等、<u>ニーズに合った</u><u>支援</u>を希望。
- <u>リスキリング支援の充実</u>。
- 例えば、<u>教育訓練給付</u>について、<u>対象講座・資格</u> <u>の拡充</u>、<u>助成条件の見直し</u>を行い、<u>雇用主から従業員</u> <u>への周知を徹底</u>するなど。

主な意見及び政策対応への示唆②

主な意見

政策対応への示唆

手形

- 取引先から受け取る<u>手形のサイトが長い</u>ため、 資金繰りに苦慮しており、賃上げが難しい。
- サプライチェーン全体における<u>手形等の支払いサイ</u>**ト短縮・現金払い化**のため、
 - ①下請法基準の改正、執行の強化。
 - ②業界全体での取組の促進。
 - ③約束手形の利用の廃止に向けた工程の検討。
- * 2024年11月から、手形のサイトの上限について、現行の120日から60日に短縮される予定(下請法に基づく指導基準の改正)。

公共調達 法律・制度の執行等

- 建設業の標準労務費や物流業の標準的運賃の普及が重要。**標準的運賃は、必ずしも十分に浸透し** ていない。
- <u>公共調達では、最低制限価格等が設定されてい</u> <u>ない場合があり</u>、入札時の価格競争の結果、下請 事業者の現場では十分な賃上げを行うことが困難。
- 〇 <u>民間工事において、長期契約期間中に原材料費</u> <u>の上昇</u>等があった場合、機動的な<u>反映に課題</u>。

- 改正建設業法の早期成立。成立済の改正物流法と合わせ、**建設・物流業界外を含めた周知徹底。**
- <u>標準労務費及び標準的運賃</u>について、国及び地方自 治体に加え、民間同士の取引についても、<u>活用を徹底</u>。
- トラックGメンの機能強化等による実効性の確保。
- <u>公共調達での最低制限価格等の設定</u>、<u>落札事業者やその下請事業者等の実際の賃金のフォロー</u> アップ(労務費単価、最低賃金との関係等)。

*国土交通省が現在定めている「公共工事設計労務単価」は、公共工事では活用されているが、民間工事において活用することまでは求められていない。 一方で、今国会提出中の改正建設業法における「労務費の基準」は、民間工事を含む全ての工事で参照することが求められており、その基準を著 しく下回る労務費による積算見積りや請負契約を行った者には、当該者に国土交通大臣からの勧告・公表が行われる。 【参考】中小企業の具体的な意見例

価格交渉・転嫁(全般)

- 〇 公正取引委員会や中小企業庁による会社名公表は非常に効果があり、<u>価格交渉の機会</u>は明らかに<u>増加</u>した。<u>下請法の</u> 執行を含め、政府の監視機能の強化</u>をお願いしたい。
- 〇 ブランドや技術力等の武器がない<u>中小企業</u>は、<u>価格交渉のハードルが高い</u>。競合他社が値上げを行わない以上、先行して値上げを行えない。
- 価格交渉を行ったが、**一部を海外企業等に転注**されてしまった。
- 業界(**情報サービス業**)の慣習として、**価格更改が年に1回**になっているが、**四半期ごとに増やしてほしい**。
- 中小企業や下請事業者が多い<u>地方</u>では、<u>価格転嫁が難しい</u>傾向がある。
- 政府の転嫁対策の強化によって、大手企業の意識改革は進んできたが、中小企業(の発注者)の意識は、 まだあまり変わっていない。
- 〇 大企業のトップは価格転嫁に理解があっても、<u>「パートナーシップ構築宣言」で宣言されたこと</u>が、<u>現場にまで浸透</u> していない。経営トップのリーダーシップが必要。

価格交渉・転嫁(労務費)/賃上げ

- 〇 (外生的な要因である)原材料費の転嫁は進んだが、(企業の自助努力の範囲内とされがちな)<u>労務費の転嫁は厳しい</u>。人手確保のためには賃上げが必要不可欠だが、(労務費の)転嫁はなかなか認められない。
- **材料費と労務費の内訳を示さない契約が慣習**になっている。材料費の上昇によって労務費が圧迫され、賃上げが難しくなっている。
- 〇 発注価格(運賃)が上がっても、<u>多重下請け構造における「中抜き」</u>によって、現場の労働者の賃上げに まで回っていない。
- <u>標準労務費を著しく下回る契約の場合には勧告や公表</u>がなされるよう、建設業法が改正される。<u>注文者のコンプライア</u> <u>ンス意識に訴えかけ</u>、価格交渉の武器としたい。
- **車両、燃料等が値上がり**しているため、支払ってもらう運賃が増えても、賃金アップには回らない。
- 〇 運賃は上昇しているが、標準的運賃には届いていない。自社で<u>賃上げ</u>を行ったが、車両費や燃料費等も上昇しているため、**運賃上昇分を全て労務費に回すことはできていない**。

人手不足対策/省力化投資

- 人口減少下では、AI、省力化投資を徹底して進める必要。コンピューターにベテランの技能を覚えさせる。
- 大手勤務経験がある40代・50代のICT人材を中途採用。高齢になっても給与が下がらずに働ける点は、中小企業の強み。
- **物流DX**の実現に向け、**集荷のハブ・中継拠点や予約システムの整備への支援**に期待。

人手不足対策/リスキリング

- 中小企業は今、人を採用するのが難しい。<u>従業員のリスキリング</u>が必要。中小企業への伴走支援により、改革・変革を 促していくべき。
- 経営者や理系人材の育成支援が必要。
- 建設業は、全国規模の業種横断的な教育機関が一つしかなく、そこまでの移動費用もかかる。業界団体では、自前で研修を行っている。**建設業のリスキリング支援**に期待。

手形

取引先から、<u>120日等の長い支払い期間の手形</u>を発行され、<u>資金繰りに苦しんでいる</u>。賃上げのためには、<u>サイトの短期</u>化や現金支払いを普及させることが必要。

公共調達/法律・制度の執行/その他

- <u>建設業・物流業の価格転嫁や賃上げを後押しする法改正</u>の実効性を高めるためには、それらの<u>業界以外を</u> <u>含めた幅広い周知徹底</u>が必要。
- 建設業の標準労務費の導入に期待。民間同士の契約を含め、標準労務費が担保されるようチェック機能を強めてほしい。
- 元請け会社が受注の際に受け取った労務費が、実際に<u>下請けに(労務費として)支払われているかどうかを確認できる</u> 仕組みを作ってほしい。
- 賃上げには、<u>標準的運賃</u>の収受が必須。<u>確実に収受できる環境整備</u>に期待。
- 公共調達において、**最低制限価格等を設定していない場合**がある。入札時に買い叩きが起こり、その結果、現場の賃金が最低賃金を下回ってしまうケースが生じうる。**調達の見直し**を求める。例えば、最低制限価格等の設定の 徹底、積算の適正化など。
- **最低賃金の伸び率を考慮した価格転嫁**を希望。最低賃金が年度途中で引き上げられる場合には、都道府県・市町村には、 それを機動的に反映できるよう、柔軟に対応してほしい。
- <u>「良いモノには値がつく」</u>ということを最終消費者である<u>国民に理解</u>してもらうよう、政府広報を徹底してほしい。